

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料7-9
提出年月日	令和5年5月9日

技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	全般	改行位置の修正, 文字の色塗りの修正を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	とりまとめた資料-3	2-1) No.③ 相違理由欄 3ボツ目 試料採取室排気隔離ダンパについての記載を充実化(下線部参照) (新) ・泊3号炉の試料採取室排気隔離ダンパは、交流動力電源及び常設直流電源が健全な場合、非常用炉心冷却設備作動信号により自動で閉となり、排気筒との隔離が可能な設計である。設計基準事故時に閉となる設計は先行PWRと同様であるが、泊3号炉の当該ダンパは、設計基準事故時における試料採取時に電源系の単一故障を想定しても必要に応じて換気空調を行えるように駆動源喪失時開(フェイルオープン)の設計であるため、全交流動力電源又は常設直流電源喪失時には、排気筒と隔離するため現場において当該ダンパの閉処置を行うものである。この対応方針は泊3号炉特有であるが、前述のとおり操作は容易であり、作業環境を考慮してもアニュラス空気浄化設備の運転開始までに対応できることから、十分な成立性がある。(添付資料1.16.12-(2)参照)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-6	(a)項 重大事故等対処設備に可搬型代替交流電源設備を追加した。(下線部参照) (旧) また、全交流動力電源が喪失した場合は常設代替交流電源設備非常用交流電源設備から・・・ (新) また、全交流動力電源が喪失した場合は常設代替交流電源設備非常用交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から・・・ (新) ・可搬型代替交流電源設備	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-7,8	同上 また、相違理由を追記した。(下線部参照) 【p.16-7 (a)項】 (新) 【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映) ・泊は給電可能な代替電源設備について記載	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-8	相違理由の適正化 「常設代替交流電源設備」に含まれる設備の追加(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽, ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの・・・ (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽, <u>燃料タンク (SA)</u> , ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの・・・	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-7, 8, 39	設備名称の適正化(下線部参照) (旧) 非常用直流電源設備 (新) <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-8, 9, 46	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-7, 8	(a)項 重大事故等対処設備に可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備を追加した。(下線部参照) 【p1.16-7】 (旧) また, 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は, 常設代替交流電源設備から・・・ (新) また, 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は, 常設代替交流電源設備, <u>可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備</u> から・・・ 【p1.16-8】 (新) ・ <u>可搬型代替交流電源設備</u> ・ <u>代替所内電気設備</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-9, 42	同上 また、相違理由を追記した。(下線部参照) 【p1.16-9】 (新) 【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映) ・泊は給電可能な代替電源設備について記載	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-7, 8, 29, 30, 31, 32, 33, 35, 52, 53, 54, 55, 60	全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合のB-アニュラス排気ダンプの開操作について、さらなる被ばく低減及び運用性の向上を図るため、また、先行審査実績の反映の観点から、これまでの「ユニハンドラ装置により開操作する設計方針」から「窒素ガスポンベによる代替空気供給により開操作する方針」へ変更したため、関連する資料を修正した。また、添付資料1.16.12-(3)を削除した。(下線部参照) 【p1.16-7, 8, 29, 30, 31, 32, 33, 35, 52, 53, 54, 55, 60】 (旧) アニュラス全量排気弁操作可搬型窒素ガスポンベ (新) アニュラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンベ 【p1.16-29】 (旧)アニュラス空気浄化設備の弁・・・ (新)アニュラス空気浄化設備の弁及びダンプ・・・ 【p1.16-30 操作手順③の削除(以降、番号繰り上げ)】 (旧) <u>③ 運転員(現場) B及び災害対策要員は、現場で手動によりB-アニュラス排気ダンプの開操作を実施する。</u> 【p1.16-30 操作手順④, p1.16-31 操作手順⑦】 (旧) B-アニュラス全量排気弁 (新) <u>B-アニュラス排気ダンプ及びB-アニュラス全量排気弁</u> 【p1.16-33 (4)項, P1.16-54, 55 第1.16.16図 記載の削除】 (旧) <u>B-アニュラス排気ダンプ開操作</u> 【p1.16-52 第1.16.14図】 B-アニュラス排気ダンプへの窒素ガス供給ラインを追加 【p1.16-53 第1.16.15図】 ・操作手順番号の変更に伴う修正、設備名称の適正化、手順項目の適正化、「B-アニュラス排気ダンプ手動開操作」の記載を削除 【p1.16-55 第1.16.16図】 ・設備名称等の適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	とりまとめた資料-1, 2, 7 1.16-9, 33, 35, 36, 40, 41, 42 59, 62, 63, 69	同上 また、以下の修正を実施した。 【とりまとめた資料-1】 (新) ・アニュラス空気浄化設備の運転手順のうち、全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の系統構成において、B-アニュラス排気ダンパの開操作については当該ダンパ本体に設置されている手動操作ハンドルをユニハンドラ装置により遠隔手動操作する方針としていたが、大飯3/4号炉の審査実績を踏まえ、泊3号炉のB-アニュラス全量排気弁と同様に窒素ガスポンペにより開操作する方針に変更した。【例：比較表p.1.16-35】 【とりまとめた資料-2 2-1) No.① 泊発電所3号炉欄】 (旧) 手段及び設備 (新) 設備 (旧) ・現場での手動開操作 【とりまとめた資料-2 2-1) No.① 相違理由欄 1ポツ目を修正, 2ポツ目を削除】 (旧) ・大飯3/4号炉は、全交流動力電源又は常設直流電源喪失時のアニュラス空気浄化設備運転において、アニュラス空気浄化設備の空気作動式の弁を開操作するため、窒素ポンペを使用し、窒素ポンペが使用できない場合は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・泊3号炉は、アニュラス全量排気弁を窒素ポンペによる開操作、アニュラス排気ダンパは遠隔操作機構による現場手動操作としている。 (新) ・泊3号炉は、全交流動力電源又は常設直流電源喪失時において、B-アニュラス排気ダンパ及びB-アニュラス全量排気弁を開操作するため、窒素ポンペを使用する。大飯3/4号炉は、全交流動力電源又は常設直流電源喪失時のアニュラス空気浄化設備運転において、アニュラス空気浄化設備の空気作動式の弁を開操作するため、窒素ポンペを使用し、窒素ポンペが使用できない場合は可搬式空気圧縮機も使用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	-	前項より 【とりまとめた資料-2 2-1) No.① 相違理由欄 3ポツ目】 (旧) アニュラス全量排気弁を窒素ポンベにより・・・ (新) アニュラス排気ダンパ及びアニュラス全量排気弁を窒素ポンベにより・・・ 【とりまとめた資料-2 2-1) No.① 相違理由欄 5ポツ目,6ポツ目削除】 (旧)・泊3号炉のアニュラス排気ダンパは、ダンパ本体に操作ハンドルを設置し手動操作が可能な設計となっているが、本ダンパ設置場所が重大事故時において高線量エリアとなるため、ユニハンドラ装置によりダンパ本体に設置された操作ハンドルを遠隔手動操作する方針としている。(「添付資料 1.16.12 アニュラス空気浄化設備の運転操作手順」参照)ユニハンドラ装置による遠隔手動操作は、先行PWRプラントのアニュラス空気浄化設備において実績のある操作方法ではないが、玄海3/4号炉の「技術的能力1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち「1.3.2.6 インターフェイスシステムLOCA発生時の手順」における破損側余熱除去系統の隔離操作でも同様に用いられているものである。当該ダンパの遠隔操作を含めたアニュラス空気浄化ファンの起動は、作業開始を判断してから35分以内で可能であり、先行プラントと同等の時間で起動することができる。 ・泊3号炉は、アニュラス排気ダンパを手動開操作とし、アニュラス全量排気弁を窒素ポンベによる開操作として手段を統一していないが、両者の手段に大きな優劣はなく、当初から有する設備設計を利用する方針としているため手段が相違する。(アニュラス排気ダンパはダンパ本体に操作ハンドルを設置し手動操作が可能な設計となっているが、アニュラス全量排気弁は弁本体に操作ハンドルを設置していない)	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	-	前項より 【とりまとめた資料-2 2-1) No.② 相違理由欄 2ポツ目】 (旧) アニュラス空気浄化設備の弁・・・ (新) アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパ・・・ 【とりまとめた資料-2 泊発電所3号炉欄】 【とりまとめた資料-7 2-4) 表2行目 泊発電所3号炉欄】 (旧) アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベ (新) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ 【p1.16-35 操作手順③相違理由の削除】 (旧) 【大飯】 設備の相違(相違理由①)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-8, 34, 35	(b)項 重大事故等対処設備に可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備を追加し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）から非常用直流電源設備を削除した。（下線部参照） (旧) 常設代替交流電源設備、・・・排気筒及び圧縮空気設備（制御用圧縮空気設備）配管・弁は重大事故等対処設備と位置付ける。 非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。 (新) 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、・・・排気筒、圧縮空気設備（制御用圧縮空気設備）配管・弁及び代替所内電気設備は重大事故等対処設備と位置付ける。 非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。 また、第1.16.1表についても同様に設備を反映した。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-9, 42	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-32	(2)項 記載の適正化(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機の代替電源に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「 <u>代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電</u> 」にて整備する。また、代替非常用発電機への燃料補給の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「 <u>代替非常用発電機等への燃料補給の手順等</u> 」にて整備する。 操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.1「 <u>監視機能喪失</u> 」、1.15.2.2「 <u>計測に必要な電源の喪失</u> 」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「 <u>代替交流電源設備による給電</u> 」にて整備する。また、代替非常用発電機への燃料補給の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「 <u>燃料の補給手順</u> 」にて整備する。操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「 <u>重大事故等時の手順等</u> 」にて整備する。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-40	同上 また、相違理由を追記及び削除した。(下線部参照) (新)【大飯】手順名称の相違(女川実績の反映) (旧)【大飯】記載方針の相違	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-32	(3)項 設備名称の適正化(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機 (新) 常設代替交流電源設備	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-40	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-36, 38	脱字訂正(下線部参照) (旧) 代替非常用発電電圧 (新) 代替非常用発電機電圧	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-43, 45	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-38	監視計器一覧 記載の適正化(下線部参照) (旧) 汚染の持ち込みを防止するための手順等 (新) 汚染の持ち込みを防止するための手順等 (旧) アンユラス空気浄化設備の運転手順等 (新) アンユラス空気浄化設備の運転手順	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-45	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-39	第1.16.3表 給電元の設備に可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備を追加した。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-46	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-40, 65, 112	審査会合コメント反映 第1.16.1図, 添付資料1.16.5-(1)添付1 中央制御室及び運転員控室等が中央制御室バウンダリであり, 中央制御室空調の出入りがあることを示すため, 当該居室の境界線を一部削除した。 また, p1.16-65 添付資料1.16.5-(1)添付1について, 閉回路循環運転と外気取入れ運転の図が入れ替わって掲載されたため適正化した。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-47, 75, 128	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-46, 47, 48, 49	第1.16.10図及び第1.16.11図について、有効性評価まとめ資料の変更内容を反映し適正化した。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-53, 54, 55, 56	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-52	第1.16.14図について記載を適正化(下線部参照) (旧) カップラ (新) カブラ (旧) ●●系統 (新) ●●系	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-59	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-52, 56, 57	審査会合コメント反映 第1.16.14図、添付資料1.16.1 B-アニュラス全量排気弁の電磁弁に給電する設備について、第1.16.14図では「直流電源設備」と記載していたが、当該電磁弁に給電する設備が中央制御室の条文間において整合が図れていなかったため、所内常設蓄電式直流電源設備に統一した。また、添付資料1.16.1(電源構成図)に各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記し、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から所内常設蓄電式直流電源設備を経由して、A. B-アニュラス空気浄化設備ダンパ・弁の電磁弁へ給電する繋がりが見えるようにした。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-59, 65, 66	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1-16-56	中央制御室給電系統概要図(重大事故等時)(1/2) B2原子炉コントロールセンタ及び代替所内電気設備分電盤からB-アニュラス空気浄化ファンへの給電ラインを反映	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1-16-65	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1-16-59, 60	審査基準, 基準規則と対処設備との対応表 (2/3) (3/3) 可搬型代替交流電源設備, 代替所内電気設備を追加し, 非常用直流電源設備を所内常設蓄電式直流電源設備に修正	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1-16-68, 69	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-62	脱字訂正(下線部参照) (旧) 重大事故時における・・・ (新) 重大事故等時における・・・	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-71	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1-16-75, 121, 122	3. 必要要員数及び操作(作業)時間, 4. 作業の成立性記載の適正化(下線部参照) (旧) 移動, 放射線防護具着用含む (新) <u>現場移動, 放射線防護具着用時間を含む。</u> (旧) <u>アクセス性</u> (新) <u>移動経路</u>	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1-16-89, 90, 144, 146	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1-16-75, 76	4. 作業の成立性 記載の適正化(下線部参照) ・移動経路 (旧) <u>アクセスルートに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においてもアクセス可能である。また、暗所においても円滑に対応できるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</u> (新) <u>ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</u> ・作業環境 (旧) <u>ダンバ開及び閉処置作業エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、</u> (新) <u>事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。</u> (新) <u>操作は汚染の可能性を考慮し、防護具(全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等)を装備又は携行して作業を行う。</u> (旧) 作業性 (新) 操作性 ・連絡手段 (旧) <u>要員は通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を携帯しており、確実に連絡可能である。</u> (新) <u>通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</u>	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1-16-90	同上 また、相違理由を追記した。(下線部参照) (新) 【大飯、女川】 <u>記載表現の相違</u> ・泊の「 <u>作業の成立性</u> 」の記載については、大飯、女川の他の技術的能力条文の記載についても参照し、統一した記載としている。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1-16-90, 144, 145	比較のため、女川原子力発電所2号炉欄に女川の添付資料1.16.11を再掲又は追加再掲した。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1-16-78	審査会合コメント反映 表1 中央制御室に配備する可搬型照明の概要について、注釈を追記し重大事故等対処設備及び資機材を明確化した。(下線部参照) (新)※: 表中の可搬型照明(SA)は重大事故等対処設備として位置付け、そのほかの可搬型照明は資機材として備える。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1-16-93	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-106, 113~119	<p>追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価及び評価条件の反映。また、p1.16-106, 113の文章校正についても、以下のとおり女川実績を反映した。(下線部参照)</p> <p>【p1.16-106】 (旧)また、本評価においては、7日間の評価期間において最も中央制御室の滞在時間が長く入退域回数が多い運転員を対象として、7日間の積算線量を滞在期間及び入退域に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。 (新)なお、本評価においては、3直(1日目)の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定した。</p> <p>【p1.16-113】 (旧)中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、表4に示すとおり、実効線量が7日間で約15mSvである。 (中略) なお、マスク着用を考慮しない場合の中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、実効線量が7日間で約71mSvである。</p> <p>(新)評価結果を表4-1及び表4-2に示す。さらに、被ばく線量の合計が最も大きい班の評価結果の内訳を表5-1及び表5-2に、被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価結果の内訳を表6-1及び表6-2に示す。 評価の結果、7日間での実効線量は約21mSvとなった。 (中略) なお、参考として原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない(DF=1)の評価結果について、表4-3に示す。</p>	第1135回審査会合 (R5.4.13) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-121, 122, 125, 129, 130~135	同上(文章校正の修正ページはp1.16-121, 129) また、追而反映に合わせ相違理由の追加、削除、修正を実施した。(下線部参照) 【p1.16-121, 122】 (旧)【女川】評価条件の相違 ・泊は大飯の評価方法と同様。 (新)【女川】設計の相違 ・泊では格納容器ベントや待避所の正圧化といったイベントは発生しない。 【女川】運用の相違 ・交代スケジュールの相違による選定条件の相違 ・女川の1直は泊の1直より勤務時間が長く、女川の2直から2・3直までの期間は、泊の3直から連直までの期間より長い。 【大飯】評価条件の相違(女川実績の反映) ・事故初期において線量が高くなることを考慮すると、7日間の線量を時間で配分するより、具体的なスケジュールに基づく評価を実施するほうが保守的に考えられることから女川知見を反映した。 【p1.16-125】 (旧)【女川】評価条件の相違 ・原子炉格納容器DFを保守的に10としているが、泊は保守的に1として評価している。 【p1.16-129】 (旧)【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。 【女川】記載方針の相違 ・泊は参考ケースとしてマスク着用を考慮しないケースの評価を実施している。 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違。 【女川】記載方針の相違 ・泊は参考ケースとして、原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない(DF=1)ケースの評価を実施している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	-	前項より 【p1.16-131】 (旧)【女川】個別解析の相違 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違により評価ケース数が異なる。 【女川】記載方針の相違 ・泊は参考ケースとして、原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない (DF=1) ケースの評価を実施している。 【p1.16-132】 (新)【女川】個別解析の相違 【p1.16-133】 (旧)【女川】個別解析による相違 ・マスクの着用を考慮する場合は、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することに相違なし。 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違により評価ケース数が異なる。 【p1.16-134】 (旧)【女川】個別解析による相違 ・女川は各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価を実施。 (新)【女川】個別解析の相違 【p1.16-135】 (旧)【女川】個別解析による相違 ・女川は各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価を実施。 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違により評価ケース数が異なる。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-108	記載の適正化(下線部参照) (旧)直接 (新)直接ガンマ線	第1135回審査会合 (R5.4.13) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.6.0)」に反映済
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-123	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-110	表3 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価の主要条件(2/3)評価条件の追記 ・希ガス:1 ・エアロゾル粒子:10 ・無機よう素:1 ・有機よう素1	第1135回審査会合(R5.4.13)資料1-5-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.6.0)」に反映済
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-125	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-112	図3 中央制御室空調装置の概要図 記載の適正化(下線部参照) (旧) A中央制御室～ファン(ユニット) B中央制御室～ファン(ユニット) (新) A二中央制御室～ファン(ユニット) B二中央制御室～ファン(ユニット)	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-128	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-121	全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合のB-アニュラス排気ダンパの操作について、さらなる被ばく低減及び運用性の向上を図るため、また、先行審査実績の反映の観点から、これまでの「ユニハンドラ装置により開操作する設計方針」から「窒素ガスポンベによる代替空気供給により開操作する方針」へ変更したため、関連する資料を修正した。また、誤記訂正、記載を適正化した。(下線部参照) 1. 操作概要 (旧) <u>アニュラス排気ダンパ現場手動開操作、</u> アニュラス空気浄化設備使用のための窒素供給操作 (新) アニュラス空気浄化設備使用のための窒素供給操作 (旧) <u>手動によりB-アニュラス排気ダンパを開操作し、</u> アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベにより・・・ (新) アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベにより・・・ 2. 操作場所 (旧) 原子炉補助建屋T.P.40.3m (新) 原子炉建屋T.P.40.3m 3. 必要要員数及び操作時間 (旧) 17分 (新) 15分 4. 操作の成立性 (旧) また、 <u>ホース接続についてはクイックカップラ式</u> (新) また、 <u>ホース接続についてはクイックカップラ式</u>	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-143～145	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-121, 122	記載の適正化(下線部参照) ・移動経路 (旧) ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 (新) ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、 <u>建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</u> ・連絡手段 (旧) 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。 (新) 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に <u>中央制御室へ連絡することが可能である。</u>	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-144~146	同上 また、相違理由を追記した。(下線部参照) (新) <u>【大飯、女川】</u> <u>記載表現の相違</u> ・泊の「作業の成立性」の記載については、大飯、女川の他の技術的能力条文の記載についても参照し、統一した記載としている。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-121	4. 操作の成立性 誤記訂正、記載の適正化、写真の貼り替え(下線部参照) (旧) アニュラス排気ダンパ現場手動操作 (新) アニュラス排気ダンパの <u>カプラ接続イメージ</u> (旧) 原子炉補助建屋 (新) 原子炉建屋 (旧) アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンペ (新) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ (旧) カップラ (新) カプラ	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-145	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-122	4. 操作の成立性 記載の追記（下線部参照） （旧） 装備又は携行して作業を行う。 （新） 装備又は携行して作業を行うが、作業エリアは原子炉補助建屋内にあることから、放射線被ばく上、厳しい環境とはならない。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-146	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-124, 125	全交流動力電源喪失又は常設直流電源喪失時のアニュラス空気浄化設備運転のための系統構成時における被ばく影響について整理した参考資料を追加	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-148, 149	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.7.0)	1.16-132	2. 弁番号及び弁名称一覧 B-アニュラス排気ダンパの窒素ガスボンベ化に伴い、弁名称が今後の検討により変更の可能性がある旨を記載した。また、新設弁を追加した。	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.7.0)	1.16-158	同上	